

県単位の地域医療構想調整会議等に関する運営要領

(目的)

第1条 医療法第30条の14第1項の規定により構想区域ごとに設置している地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）における議論が円滑に進むように支援するため、広島県医療審議会保健医療計画部会（以下「部会」という。）運営規程第5条に基づき、必要な事項を定める。

(協議の場の設置及び運営)

第2条 部会に、部会に所属する委員及び専門委員に加え、各調整会議の議長（会長）及び広島県地域医療構想アドバイザーで構成する県単位の地域医療構想調整会議（以下「県調整会議」という。）を設ける。

- 2 部会長は、県調整会議に各調整会議の議長（会長）の代理を認めることができる。
- 3 その他の運営に関する事項は、部会の例による。

(協議事項)

第3条 県調整会議は、次の事項について協議を行う。

- (1) 各調整会議の運用に関すること（協議事項、年間スケジュール等）
- (2) 各調整会議の議論の進捗状況に関すること（具体的対応方針の合意の状況、再編統合の議論の状況等）
- (3) 各調整会議の抱える課題解決に関すること
- (4) 病床機能報告等から得られるデータの分析に関すること（定量的な基準等）
- (5) 構想区域を超えた広域での調整が必要な事項に関すること（高度急性期の提供体制等）
- (6) その他地域医療構想を実現するために必要な事項

(広島県地域医療構想アドバイザーによる支援)

第4条 広島県地域医療構想アドバイザーは、県調整会議及び調整会議の事務局が担うべき機能を補完するため、主に次の活動を行うものとし、当該活動に係る経費は部会の経費とする。

- (1) 地域医療構想の実現に向けた技術的支援（データの整理や論点の提示など）
- (2) 調整会議及び県調整会議の事務局に対する議論の進め方に関する助言
- (3) 調整会議への出席による助言
- (4) 厚生労働省が主催するアドバイザー会議への出席

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月24日から施行する。

広島県医療審議会保健医療計画部会運営規程

(総則)

第一条 この規程は、広島県医療審議会運営規程（昭和六十一年十二月十八日制定）第七条第一項の規定に基づき設置された広島県医療審議会保健医療計画部会（以下「部会」という。）の議事の手続及び必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第二条 部会は、会長が必要があると認めたとときに招集する。

2 会長は、部会を招集しようとするときは、開会の日の七日前までに開会の日時、場所及び会議に付議しようとする事項を、部会に所属する委員及び専門委員（以下「部会員」という。）に通知するものとする。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(議案の説明)

第三条 部会の会議に付する議案の説明をする者は、部会長が指名する。

(会議録)

第四条 部会長は、部会の会議録を調製し、会議の次第を記録しなければならない。

2 前項の会議録は、部会長が指名する者が、その内容を確認しておくものとする。

(雑則)

第五条 前各条に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関して必要な事項は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成十年一月十四日から施行する。